

議員提出議案第7号

固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続に関する意見書

上記の議案を提出する。

令和5年12月8日

墨田区議会議長

福田 はるみ 様

提出者	墨田区議会議員	佐藤 篤
	同	たきざわ 正宜
	同	大門 しろう
	同	あべ よしたけ
	同	おおこし 勝広
	同	たかはしのりこ
	同	としま 剛
	同	しみず 良平

固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続に関する意見書

長期に及ぶコロナ禍により、事業者は、規模の大小、業種・業態を問わず、売上の激減、収益の悪化に見舞われ、いまだに事業の存続の危機に直面しています。

加えて、都民の日常生活はもとより、サラリーマンや事業者は仕事の仕方にも変化が生じるなど、予想だにできなかった苦難が降り掛かっています。

青色申告者を含む小規模事業者を取り巻く環境は、コロナ禍前にも増して、厳しく、かつ深刻な状況にあり、また、雇用不安の拡大、金融事情の悪化、後継者不足など、様々な危機にさらされています。

このような社会経済環境に加え、本年10月からはインボイス制度が施行され、従来以上に事務負担が重くのしかかる中で、小規模事業者は厳しい経営を強いられ、家族や従業員などの生活基盤は圧迫され続けている現状にあります。

また、小規模事業者のみならず多くの都民が、諸物価の高騰や社会保険料などの負担の増加にあえいでいる実態にあります。

こうした中で、東京都が実施している「小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置」、「小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置」及び「商業地等における固定資産税及び都市計画税の負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置」は、創設以来、多くの都民と小規模事業者がそれらの適用を受けています。

この厳しい環境下において、都独自の施策として定着しているこれらの措置が廃止されることとなると、小規模事業者の経営や生活は更に厳しいものとなり、ひいては地域社会の活性化のみならず、日本経済の回復に大きな影響を及ぼすことにもなりかねません。

よって、墨田区議会は、東京都に対し、下記事項を実現するよう強く要望します。

記

- 1 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置を令和6年度以後も継続すること。
- 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置を令和6年度以後も継続すること。
- 3 商業地等における固定資産税及び都市計画税の負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置を令和6年度以後も継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和5年12月 日

墨田区議会議長名

東京都知事 あて